

『高松児童センター』の利用について

モットー:「明るく、楽しく、元気よく」

児童センターとは

旧市内に36施設あります。どの施設も利用できますが、高松小学校は高松児童センターが原則です。

盛岡市立高松児童センター
盛岡市上田字宇登坂長根41
Tel 662-0712
開設:平成4年4月1日



1. 子どもの居場所作りに造られた施設です

だれでも利用できます

* 常時2人の児童厚生員がいます。

- ①遊戯室、図書室、グラウンドがあります
- ②室内外の遊び道具、各種ボールがあります
* 遊びや図書だけの利用も可能です
* 行事やクラブだけの利用も可能です

- 遊びの指導をします
- 生活指導をします
- 子育ての相談にのります
(専門機関の紹介等)

2. 子育てを支援する施設です

* 利用は無料です。

《風の子・クラブ》登録児童は年会費1,000円、傷害保険料800円が必要です

利用のしかたが決められています

- ①留守家庭として利用(要登録)
* 留守家庭登録できるのは、保護者(父母・祖父母)が就労していて日中子どもだけとなるご家庭で、18時までにお迎えができるご家庭に限ります。(通年)
- ②クラブ活動のみでの利用(要登録)
- ③一般利用(決められた時間帯に利用)
- ④行事参加での利用(要申込)



3. 子どもの健全育成を目指す施設です

様々な行事があります

母・父の日プレゼント工作、親子バス遠足、七夕会、敬老の日プレゼント工作、すこやか映画会、わいわい子どもまつり、三世代交流会(ひつまみ会、みず木だんご作り)、豆まき会、ひな祭りお茶会、『風の子』誕生会、ミニ遠足等

クラブ活動があります

* 講師は、専門家です

1年スポーツ、2年スポーツ、3年スポーツ、一輪車、ヒップホップ、サッカー、手作り、ペン習字

4. 利用にあたって

1) 「留守家庭（風の子）」としての利用

- ①平日学校から直接来館し放課後利用ができます。
- ②土曜日・長期休業日・休校日に利用できます。（午前8時から午後6時）
 - *土曜日・長期休業日に利用する場合は《要申請書》
 - *弁当・水筒（水かお茶）・おやつ（おにぎりかパン）持参。
（3時までに帰る子は、おやつは不要）（おやつは土曜日・長期休業日のみ）
 - *1年生は、必ず保護者の迎えを。
 - *2年生以上の児童でどうしてもお迎えができない時は一人帰り可。
（平日4～10月17:00、平日11～3月16:30、土曜日・長期休業日は16:00）
（平日12～2月いっぱい16:00）
- ③登録は原則1～3年生。
- ④4年生以上の児童でも登録できます。
- ⑤長期休業日だけ利用しているご家庭もあります。

2) 「クラブ活動」での利用について

- ⑥クラブ活動に参加させたい方は、センターだより3月発行『さくら草』NO.312をご覧ください。さくら草に印刷されている申込用紙に記入のうえ提出してください。
- ⑦手作りクラブ（2,000円）・ペン習字クラブ（500円）は、材料費や用具代がかかります。不足分が生じた場合は臨時徴収をさせていただきます。

3) 「一般利用」について（1年生は必ず送り迎えが必要）

- ⑧一旦帰宅してから来館しての利用となります。
- ⑨利用時間表に決められた時間帯でのご利用になります。（資料参照）
- ⑩日曜日・祝祭日は、保護者同伴での利用。

4) 「行事参加」での利用について

- ⑪『さくら草』をご覧のうえ申し込んでください。

5) 保護者会について

- ⑫「風の子」と「クラブ活動」の利用者で保護者会を構成しています。
- ⑬保護者会の主な活動は、年2回の清掃奉仕活動（7月・9月）、世話人としての行事のお手伝いです。（子どもさん一人につき3年間に1回は世話人を）

6) その他

- ⑭「風の子」「クラブ活動」での利用者には、「利用登録申請書」を提出していただきます。
- ⑮4月1日からは新年度登録児童の利用が始まります。未登録の児童は一般利用となります。

5. お願い

- ☆「風の子」「クラブ活動」での利用者は、欠席する場合は必ず連絡してください。
- ☆登録児童が増えていますので、お迎えの時は、児童が待機している部屋まで迎えに行き、忘れ物等をチェックしてください。（児童の様子もご覧ください）
- ☆新一年生の入学前の利用は、4月2日（月）からです。
利用したい方はお申し出ください。入学前は、慣らし利用をお勧めします。
3～4時間程度での利用が適当と思います。
- ☆洗車場には絶対に駐車しないでください。学校の裏駐車場をご使用ください。
- ☆寒さが厳しい日は、携帯懐炉を持たせてもかまいません。遊戯室や玄関ホールにストーブは焚きません。
- ☆インフルエンザ等で学級閉鎖になった場合は、元気な子も家庭で過ごさせてください。（家庭で過ごさせることが困難な場合はご相談ください）
- ☆留守家庭利用で、保護者（父母・祖父母）が休みの日は一般利用になります。